

令和8年度会計年度任用職員 募集要項

1. 募集職名、職務内容等

職名	採用人数 (予定)	主な職務内容
心理療法 担当職員	若干名	◎一時保護所で保護している子どもに対し心理的ケア等を行う 【職務例】 ・子どもに対するアセスメントや心理的ケア、心理教育 ・子どもの個々の状況に応じた生活指導、行動観察、心理的見地からの職員への助言 ・観察会議、援助方針会議等への参加

2. 受験資格

地方公務員法等において選考を受験できないとされる者に該当せず（詳細は最終ページ参照）、かつ次の①と②のいずれの要件も満たす者とする。

- ① 学校教育法に定める大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者
- ② 児童相談所等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における児童の心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験を有する者

3. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 主な勤務場所

葛飾区児童相談所

※敷地内は禁煙

5. 勤務条件等

（1）報酬額等

月額：244,149円（令和7年度実績）

※期末・勤勉手当あり

※通勤手当は、月額55,000円を限度とし、最も合理的・経済的な経路での実費分を支給

※健康保険、厚生年金及び雇用保険の加入あり

(2) 勤務時間、休暇等

①勤務日

週4日（月曜日から日曜日にかけてのローテーション勤務）

②勤務時間

午前8時30分から午後5時まで（1日7.5時間・週30時間）

※休憩時間は正午から1時間

③週休日

ローテーション勤務のため、週休日は4週間ごとに定める。

④休日

ローテーション勤務のため、祝日、年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの日）は、出勤となり振替える場合がある。

⑤休暇

年次有給休暇、その他慶弔休暇、夏季休暇等（付与日数や取得に要件あり）

6. 選考方法

第一次選考：書類選考

第二次選考：個別面接

7. 応募期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月22日（月）

8. 第一次選考合格発表

令和7年12月下旬（予定）

9. 第二次選考試験日

令和8年1月8日（木）（予定）

10. 第二次選考合格発表

令和8年1月中旬（予定）

11. 申込方法

下記（1）又は（2）、いずれかの方法でお申込みください。

（1）Logo フォームによる申込

以下のURLにアクセスし、所定のフォームに必要事項を入力してください。なお、画像をアップロードする際は、JPEG形式（拡張子「.jpg」「.jpeg」）、またはPNG形式（拡張子「.png」）のファイルを指定してください。

【フォームのURL】

<https://logoform.jp/form/Ehiz/1290992>

(2) 郵送による申込

次の申込書類①～③及び返信用封筒（110円切手貼付・返信先の宛名を記入）を、簡易書留等により郵送でご提出ください。

＜申込書類＞ ※申込書類については返却いたしません。あらかじめご了承願います。

- ① 採用選考申込書（本募集要項と共にHPからダウンロードしてください。）
- ② 課題式作文（様式自由・400字程度・A4横書き1枚）
「一時保護所での子どもに対するアセスメントは、心理的ケアの基盤となります。アセスメントの目的や方法、実施における留意点について具体的に述べ、どのように子どもに寄り添った評価を行うかを考えてください。」
- ③ 受験資格を証する書類の写し

【応募先】

124-0012 東京都葛飾区立石2-30-1

葛飾区児童相談所 あて

※令和7年12月22日（月）午後5時まで必着

※封筒の表面には「会計年度任用職員応募（心理療法担当職員）」と朱書きし、裏面にご自分の住所、氏名を明記してください。

※簡易書留等の確実な方法で郵送してください。

12. 問合わせ先（選考内容・結果についての問合わせには応じられません。）

葛飾区児童相談所（保護第一係）：03-5698-0303

13. その他

令和8年度の任用は、令和8年度予算が区議会で可決されることが条件となります。

任用から1か月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。この期間中に職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

【参考】

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。